

「公の施設に係る受益者負担の設定基準」に基づく観覧料等の取扱いについて

1 公の施設に係る受益者負担の設定基準における基本的な考え方

本市では、令和6年3月に「公の施設に係る受益者負担の設定基準」（以下、「設定基準」とする。）を策定し、市町村合併以降、施設別に考え方が異なっていた施設使用料等について統一的基準を定めた。

基本的な考え方は、施設を利用する方を施設のサービスの受益者と考え、利用しない方との公平性の観点から、施設管理運営費に対する負担を求めるもの。

統一的な基準としては、公的必要性と採算性に基づき市内全域の施設を分類し、各分類で施設管理運営費に対する受益者負担率を定めることとし、具体的な算定は施設別に行うこととなった。

ただし、現在の使用料から大きく増額される施設については、激変緩和措置として最大で現行使用料の1.3倍を改定の上限とした。また、全市的におおむね4年ごとに料金の見直しを行う予定である。

2 新潟市北区郷土博物館の受益者負担の対応について（案）

（1）当博物館の観覧料等に対する考え方

当博物館は条例の規定により、（企画展含む）観覧料及び施設等使用料は無料としている。（ただし特別な展示を行う場合に、市長がその都度定める特別観覧料を徴収することもできる。）

しかしながら、設定基準が策定されたことを受けて全市的に使用料の見直しが行われ、他の博物館・資料館においても有料化する施設があること、他の指定都市における登録博物館もおおむね有料化されているほか、県内の登録博物館ではほとんどが有料であることなどを踏まえ、この度有料化することとしたい。（別表1，2，3参照）

有料化は令和7年4月1日からとし、有料化に係る条例改正案を令和6年9月の新潟市議会定例会に提出する予定である。

（2）観覧料について

ア 観覧料

観覧料は、常設展のほか企画展も含んだ料金とする。区分は、15歳以上の個人・一般（学校教育法に定める中学校及びこれに準ずる学校の生徒を除く。）と、大学生及び高校生の2つで設定する。中学生以下は教育的観点も踏まえ引き続き無料とする。

具体的な料金は算定中であるが、現在無料であることを考慮し、市内の「博物館・資料館」で最も安い施設の料金に合わせるなど、設定基準が示す負担率は採用しない方向で調整している。なお、団体料金も検討している。

・料金（案）

一般 200 円～300 円程度、大学生・高校生は一般の半額程度、中学生以下は無料

イ 特別観覧料

これまで特別観覧料を設定したことはないが、特別展示室兼集会室等で特別な展示をする場合がある場合に備え、この規定は残すこととした。

(3) 施設の使用料について

当博物館には条例の規定に基づき、特別展示室兼集会室、展示ホール、図書室兼研究室及び設備をご利用いただけるが、これら施設の使用料については、利用実績が乏しいことなどを鑑み、引き続き無料とする。

【概要版】 公の施設に係る受益者負担の設定基準

1 基本的な考え方

- 公の施設の利用者は、その施設によるサービスの受益者ですが、利用しない方との公平性の観点から、受益者がサービスの費用を負担すべきとするのが受益者負担の原則です。
- 多くの政令指定都市において、公の施設の使用料に係る全市的な基準や方針が策定済である一方、本市では統一的な基準がありませんでした。
- 令和4年3月に改定した「新潟市財産経営推進計画」において、経営改善に向けた取組の基本的考え方に受益者負担の適正化を位置付け。
⇒全市的な基準として「公の施設に係る受益者負担の設定基準」を策定します。

2 基準の対象外とする使用料

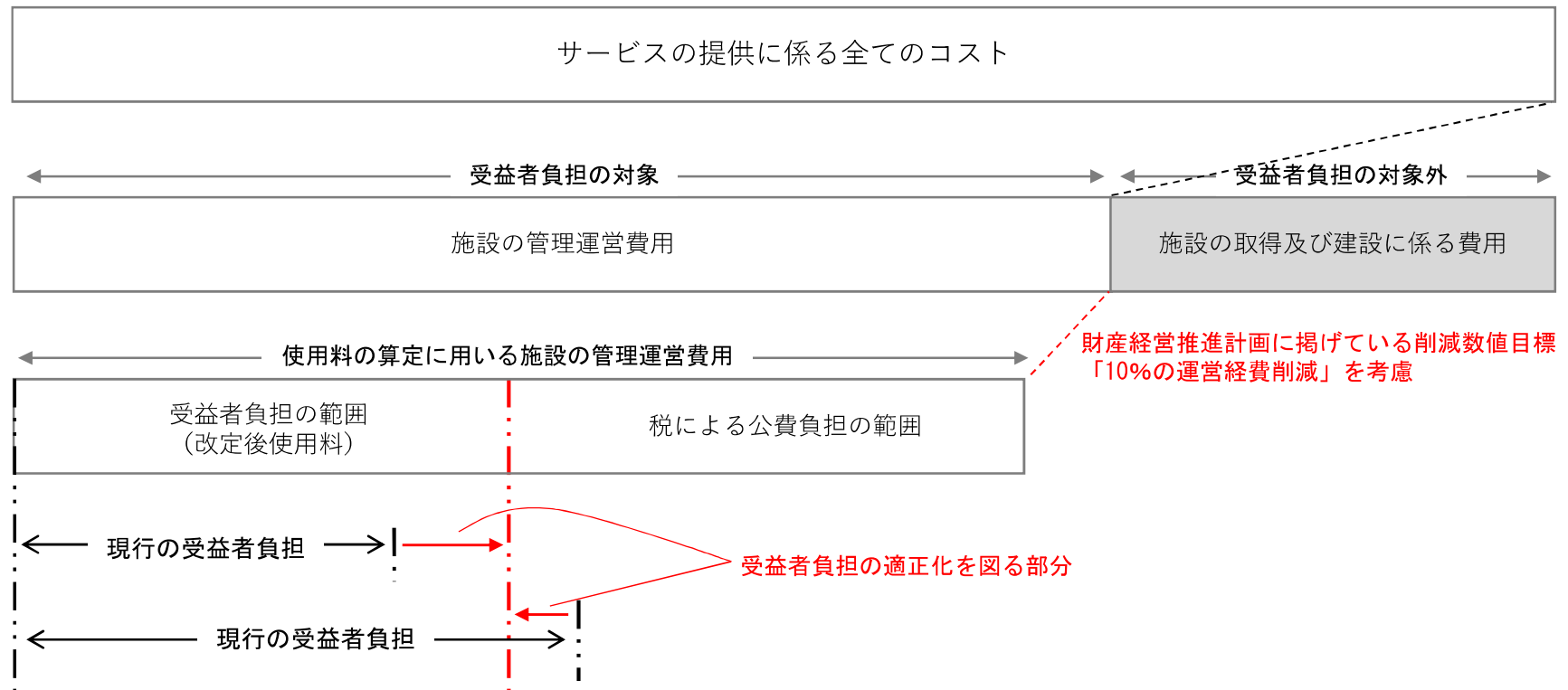
本市が設置する公の施設を対象としますが、以下については対象外とします。

- (1) 法律等で基準額などの定めがある使用料
市営住宅使用料、保育料、介護保険制度に係る料金など
- (2) 企業会計の使用料
- (3) 実費負担と同様の位置づけとしている使用料
宿泊料、一時保育料、斎場使用料など
- (4) 利用料金制を導入している施設の使用料
- (5) 駐車場や備品の使用料
- (6) 新潟市財産条例第2条の規定による行政財産使用料

3 受益者負担適正化の考え方

- 施設の管理運営費に対し、受益者である施設の利用者に負担を求める割合と、税による公費負担とする割合を施設種別ごとに設定し、受益者負担の適正化を図ります。
- 財産経営推進計画を踏まえた使用料を設定します。 ⇒ 令和13年度までに10%の運営経費削減
(財産経営推進計画公共施設マネジメント編による削減数値目標)

【イメージ図(受益者負担割合50%の場合)】



4 受益者負担区分

公的必要性による区分

区分	施設の性格	公的必要性
ア	市民が日常生活を営む上で、必要かつ公共性が高い施設	高
イ	一定の公共性のもと、特定の受益者の利便を図る施設	
ウ	市民が日常生活を便利で快適なものにする等の目的で、選択的に利用し、特定の受益者の利便を図る施設	低

採算性による区分

区分	施設の性格	採算性
A	採算性が低く、施設の使用料等で管理運営費を賄うことが期待できない種別の施設	低
B	A及びCに該当しない種別の施設	
C	採算性が高く、施設の使用料等で管理運営費を賄うことが期待できる種別の施設	高

5 施設種別ごとの受益者負担割合の設定

		低	採算性	高
		A	B	C
高	ア	0グループ 受益者負担割合0%・公費負担割合100% 子育て支援施設：0% 保健福祉施設：0%	IIグループ 受益者負担割合25%・公費負担割合75%	IIIグループ 受益者負担割合50%・公費負担割合50%
		Iグループ 受益者負担割合10%・公費負担割合90% コミュニティ系施設：6% 高齢福祉施設：5% その他公共用施設(青少年)：28%		
イ	イ	IVグループ 受益者負担割合25%・公費負担割合75% レクリエーション施設(環境・産業学習)：6% 博物館・資料館：7%	Vグループ 受益者負担割合50%・公費負担割合50% ホール施設：41% 美術館：35% スポーツ施設：21%	VIグループ 受益者負担割合75%・公費負担割合25%
		VIグループ 受益者負担割合50%・公費負担割合50%		
低	ウ	VIIグループ 受益者負担割合50%・公費負担割合50%	VIIIグループ 受益者負担割合75%・公費負担割合25% レクリエーション施設：26% 保養施設：31%	IXグループ 受益者負担割合100%・公費負担割合0% ホール施設(展示ホール)：126% レクリエーション施設(民間類似)：83%

注：施設種別は、新潟市財産白書の中分類。その右側に表示した割合は、令和4年度決算における受益者負担割合。

6 受益者負担を求める費用

(1) 受益者負担の対象とする費用

施設の管理運営費（人件費、光熱水費、消耗品費、修繕料、清掃・保守等の委託料など）

(2) 受益者負担の対象外とする費用

施設の取得及び建設に係る費用（用地取得費、施設建設費、土地建物賃借料、公債費、大規模修繕費など）

7 使用料改定時の取り扱い

(1) 算定式 改定後の使用料は、原則として施設ごとに次の式により算定します。

$$\begin{aligned} \text{改定後(年間)使用料} &= \text{施設の管理運営費決算額} \times 0.9 \times \text{受益者負担割合} \\ \text{改定後使用料単価} &= \text{改定後(年間)使用料} \div \text{年間利用実績(減免分を含む)} \end{aligned}$$

当面の間、当該施設の利用率がその施設種別の平均利用率を下回る場合は、次の算定式により補正します。

$$\text{補正後年間利用実績} = \text{年間利用実績} \times \text{施設種別の平均利用率} \div \text{当該施設利用率}$$

(2) 改定時期 原則として、概ね4年ごとに見直します。

(3) 激変緩和 施設利用者の負担増を最大限緩和するため、改定前使用料の1.3倍を上限とします。

(4) 使用料の据置 改定後と改定前の(年間)施設使用料を比較して、増減率が10%未満の場合は、改定しません。

(5) 無料とする場合 改定後使用料収入が使用料徴収コストを下回る場合、原則として無料とします。

8 その他

(1) 政策的な普及啓発などを図る必要がある場合は、この基準によらない使用料設定を妨げるものではありません。

(2) 市外類似施設と競合関係にあり、料金水準が施設利用の選択に係る意思決定に大きく影響すると考えられる場合は、この基準によらない使用料設定を妨げるものではありません。

県内博物館等観覧料一覧

別表 1

登録博物館

	館名	所在地	設置者	観覧料		
				大人	小学生	備考
1	柏崎市立博物館	柏崎市	柏崎市	300	0	
2	木村茶道美術館	柏崎市	公益財団法人	500	300	
3	相川郷土博物館	佐渡市	佐渡市	300	100	
4	佐渡国小木民俗博物館	佐渡市	佐渡市	500	200	
5	佐渡植物園	佐渡市	佐渡市	0	0	屋外施設、施錠なし
6	佐渡博物館	佐渡市	佐渡市	500	200	
7	両津郷土博物館	佐渡市	佐渡市	300	100	
8	小林古径記念美術館	上越市	上越市	510	260	市内の小学生無料
9	上越市立水族博物館	上越市	上越市	1800	900	
10	上越市立歴史博物館	上越市	上越市	510	260	市内の小学生無料
11	大棟山美術博物館	十日町市	一般財団法人	500	300	
12	十日町市博物館	十日町市	十日町市	500	0	
13	駒形十吉記念美術館	長岡市	一般財団法人	500	100	
14	長岡市寺泊水族博物館	長岡市	長岡市	700	350	
15	長岡市栃尾美術館	長岡市	長岡市	200	100	
16	長岡市立科学博物館	長岡市	長岡市	0	0	
17	新潟県立近代美術館	長岡市	新潟県	430	0	
18	知足美術館	新潟市	公益財団法人	500	0	
19	敦井美術館	新潟市	公益財団法人	500	200	土曜日小学生無料
20	新潟県立万代島美術館	新潟市	新潟県	310	0	
21	新潟市北区郷土博物館	新潟市	新潟市	0	0	
22	新津記念館	新潟市	民間企業	800	400	
23	北方文化博物館	新潟市	一般財団法人	800	400	日曜祝日小学生無料
24	雪梁舎美術館	新潟市	公益財団法人	600	0	
25	出雲崎町良寛記念館	出雲崎町	出雲崎町	400	100	
26	池田記念美術館	南魚沼市	公益財団法人	500	0	

指定施設（相当施設）

	館名	所在地	設置者	観覧料		
				大人	小学生	備考
1	魚沼市宮柵二記念館	魚沼市	魚沼市	400	200	
2	鍛冶ミュージアム	三条市	三条市	0	0	図書館等の複合用途施設の一部
3	燕市産業資料館	燕市	燕市	400	100	
4	新潟県立歴史博物館	長岡市	新潟県	520	0	
5	新潟市会津八一記念館	新潟市	新潟市	500	100	土日小学生無料
6	新潟市新津美術館	新潟市	新潟市	1000	0	近日展
7	新潟市美術館	新潟市	新潟市	200	100	土日小学生無料
8	新潟市歴史博物館	新潟市	新潟市	300	100	土日小学生無料
9	新潟大学旭町学術資料展示館	新潟市	国立大学法人	0	0	
10	日本歯科大学新潟生命歯学部「医の博物館」	新潟市	学校法人	0	0	

政令市博物館等観覧料一覧（抜粋）

（全国例規集 「博物館」 「政令市」 ヒット事例等）

市	博物館名	登録等	一般	大学生	高校生	中学生	小学生	備考	
札幌市	札幌オリンピックミュージアム		600			無料			
	札幌市青少年科学館		700			無料			
	札幌市円山動物園	指定	800		400	無料			
仙台市	仙台市博物館	登録	460		230	110			
	仙台市天文台	登録	610		350	250		プラネタリウムは別途追加	
	仙台市八木山動物園	指定	480			120			
さいたま市	さいたま市立博物館	登録	無料						
	さいたま市岩槻人形博物館		300	150		100		65歳以上も150	
	さいたま市立浦和博物館	登録	無料						
	浦和くらしの博物館民家園	登録	無料						
	旧板東家住宅見沼くらしっく館		無料						
千葉市	千葉市立郷土博物館	登録	無料						
	千葉市立加曽利貝塚博物館	登録	無料						
	千葉市美術館	指定	300	220	無料				
川崎市	川崎市立日本民家園	登録	550	330		無料		65歳以上も330	
	川崎市青少年科学館		無料						プラネタリウムは別途追加
	かわさき宙と緑の科学館	登録	無料						プラネタリウムは別途追加
	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム		1010						
横浜市	横浜市歴史博物館		400	200		100			
	横浜ユーラシア文化館		200			100		16歳未満小人料金	
	横浜開港資料館		200			100		16歳未満小人料金	
	横浜市立金沢動物園	指定	500	300		200			
	横浜市立野毛山動物園	指定	無料						
	横浜市立よこはま動物園ズーラシア	指定	800	300		200		土曜日高校生以下無料	
	横浜美術館	指定	展覧会ごとに有料						
相模原市	相模原市立博物館	登録	無料						プラネタリウムは別途追加
新潟市	新潟市美術館	指定	200	150	100				
	新潟市歴史博物館	指定	300	200	100				
	新潟市北区郷土博物館	登録	無料						
静岡市	静岡市立登呂博物館	登録	300	200		50			
	静岡市立芹沢銈介美術館	登録	420	260		100			
	静岡市歴史博物館		600	420		150		70歳以上も420	
	静岡市東海道広重武術管	指定	520	310		130			
	静岡市美術館	指定	展覧会ごとに有料						
浜松市	浜松市楽器博物館	指定	810		400	無料		大人、中人、小人の区分。70歳以上も無料。大人は15歳以上中・高校生以外、中人は高校生、小人は小・中学生	
	浜松市博物館	登録	300		150	無料		大人、中人、小人の区分。70歳以上も無料。大人は15歳以上中・高校生以外、中人は高校生、小人は小・中学生	
	浜松市舞阪郷土資料館		300		150	無料		大人、中人、小人の区分。70歳以上も無料。大人は15歳以上中・高校生以外、中人は高校生、小人は小・中学生	
	浜松市姫街道と銅鑼の歴史民俗資料館								
	浜松市・市民ミュージアム浜北								
	浜松市春野歴史民俗資料館		310		150	無料			
	浜松市水窪民俗資料館								
	浜松市美術館	登録	310		150	無料			
	浜松市秋野不矩美術館	登録							
浜松市動物園	指定	500			無料				
名古屋市	名古屋市博物館	登録	300	200		無料			
	名古屋市蓬左文庫								
	名古屋市秀吉清正記念館								
	名古屋市美術館	登録	400		200		無料		プラネタリウムは別途追加
	名古屋市科学館	登録							

	名古屋市東山動物園	指定	500		無料	
	名古屋市志段味古墳群歴史の里		200		無料	
大阪市	大阪城天守閣条例	指定	600			
	大阪市立美術館	登録	300	200	無料	65歳以上無料
	大阪市自然史博物館	登録	300	200	無料	65歳以上無料
	大阪市東洋陶磁美術館	登録	展覧会ごとに有料			
	大阪市歴史博物館	登録	600	400	無料	
京都市	京都市学校歴史博物館	指定	300		150	
	京都市青少年科学センター	指定	520		200	100
	京都市動物園	指定	750		無料	
堺市	堺市博物館		300	200	100	
	堺市立みはら歴史博物館		200			
	堺市美術館	登録	200	100	50	
神戸市	神戸市立博物館	登録	300	150	無料	
	神戸市立小磯記念美術館	登録	200	100	無料	
	神戸ゆかりの美術館		200	100	無料	
	神戸市風見鶏の館		500		無料	
	神戸市ラインの館					
	神戸海洋博物館		400		150	大人、小人の2区分。小人は6歳以上、16歳未満
	神戸市立王子動物園	指定	600		無料	
	神戸市立森林植物園	指定	300		150	
広島市	広島市郷土資料館	登録	100		50	無料
	広島市こども文化科学館	登録	無料			
	広島市現代美術館	登録	350	250	150	無料
岡山市	岡山シティミュージアム	指定	310	210		無料
	岡山市立オリエント美術館	登録	310	210		100
北九州市	北九州市平和のまちミュージアム	登録	200		100	50
	北九州市漫画ミュージアム	登録	480		240	120
	北九州市立自然史・歴史博物館	登録	600	360		240
	北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館	登録	240		120	60
	北九州市立美術館	登録	300	200		100
	北九州市立文学館	登録	240		120	60
	北九州市立松本清張記念館	登録	600		360	240
福岡市	福岡市博物館	登録	200	150		無料
	福岡市美術館	登録	200	150		無料
	福岡市動植物園	指定	600		300	無料
熊本市	熊本博物館	登録	400	300		200
	熊本市塚原歴史民俗資料館	指定	200		100	
	熊本市動植物園	指定	500		100	

新潟市博物館・資料館の観覧料等一覧

別表 3

施設名	面積 (㎡)		無料を 継続	有料化	現在の観覧料		
	延べ面積	展示面積			一般	小学生	備考
會津八一記念館	351				500	100	土日小学生無料
新潟市歴史博物館	6,763	1,158			300	100	土日小学生無料
旧小澤家住宅	867	497			200	100	土日小学生無料
新津鉄道資料館	1,764	4,609			300	100	土日小学生無料
史跡古津八幡山弥生の丘展示館	430	180	○		0	0	
燕喜館・市民茶亭遊神	530				施設使用料を徴収		
旧齋藤家別邸	762	126			300	100	土日小学生無料
旧日本銀行新潟支店長役宅 (砂丘館)	496	115			企画展、貸室料を徴収		
江南区郷土資料館	729	645	○		0	0	
石油の世界館	1,348	614	○		0	0	
しろね大侃と歴史の館	2,758				400	200	土日小学生無料
重要文化財 旧笹川家住宅	1,895				500	300	土日小学生無料
曾我・平澤記念館	643						
中之口先人館	1,105	161			200	0	
巻郷土資料館	637			○	0	0	
岩室民俗史料館	1,012	363		○	0	0	
澤将監の館	805	769			300	0	
潟東歴史民俗資料館	604				500	300	
潟東樋口記念美術館	595				500	300	
北区郷土博物館	1,064	530		○	0	0	

※ 展示面積が空欄の館は不詳

北区郷土博物館入館者数の推移

別表 4

	入館者数		こども入館者数					観覧料 徴収対象 (1)-(2)-(3)	管外活動	
	(1)	文化の日 入館者数 (2)	小学校等 来館者数	書道展	こども作品展	絵画展	体験等			小計 (3)
平成26年度	8,399	850	254	360	325	172	22	1,133	6,416	
平成27年度	8,769	775	200	346	357	204	25	1,132	6,862	
平成28年度	8,902	600	329	350	243	208	99	1,229	7,073	68
平成29年度	8,507	580	270	416	335		0	1,021	6,906	259
平成30年度	8,265	379	634	338	365			1,337	6,549	273
令和元年度	8,895	1,020	556	377	439		148	1,520	6,355	403
令和2年度	6,242		576	304				880	5,362	255
令和3年度	7,171		272	335	363			970	6,201	315
令和4年度	5,201		536					536	4,665	429
令和5年度	7,321	320	435		218		15	668	6,333	236

※ こども入館者数は、観覧料が免除となる小学生及び中学生の数 平均 6,272

小学校等来館者数については、授業として来館した小学生及び中学生の数を計上 コロナ過前のH26からR元の平均は、

書道展、こども作品展、ジュニア絵画展については1/3を小学生児童として計上 6,694

体験等については小学生児童の参加者を計上

観覧料徴収対象者数は、入館者の数から観覧料が免除される文化の日の入館者数とこども入館者数を差し引いた数